# 求職活動申立書（2号・3号認定）

年　　月　　日

六ヶ所村長　様

（保育施設名：　　）

| 児童氏名<br>（　平成・令和　　年　　月　　日生） | 児童氏名<br>（　平成・令和　　年　　月　　日生） | 児童氏名<br>（　平成・令和　　年　　月　　日生） |
|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 求職者氏名<br>（生年月日） | （　昭和　・　平成　　年　　月　　日生　） | 児童との続柄 | |
| 現在の活動状況 | ☐　求職活動を行っていない　（保育施設入所後に開始予定）<br>☐　求職活動を行っている　（　令和　　年　　月　　日から） | | |
| 求職活動方法<br>（複数回答可） | ☐　ハローワークに登録し、探している　（週　　回程度）　☐　派遣会社等に登録し、探している<br>☐　求人誌やインターネット等で探している<br>☐　就労や面接の申し込みをしている（現在までに　　社程度）<br>☐　その他（　　） | | |
| 希望の勤務内容 | 希望の勤務地 | ☐　六ヶ所村　☐　その他（　　） | |
| | 希望の勤務形態 | ☐　常勤　☐　臨時　☐　パート　☐　派遣　☐　その他（　　） | |
| | 希望の勤務時間 | 午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分 | |
| | 希望の勤務日数 | 1　か月あたり　約　　日 | |

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請するにあたり、現在求職活動中または求職活動予定のため就労証明書を提出できません。つきましては、保育所等の施設入所初日から3ヶ月以内に就労し、就労証明書を提出いたしますので認定を希望します。

なお、保育所等の施設入所の初日から3ヶ月以内に就労できなかった場合や、他の保育の利用を必要とする理由にも該当しない場合には、その月の末日に保育所等の施設を退所して教育・保育給付認定を取り下げることに同意します。

その際に、教育・保育給付認定を取消されても異議を申し立てることはありません。

（申立者）

住　所

保護者名

電話番号

※保育所等の施設入所の初日から3ヶ月以内に就労できなかった場合、原則1回のみ更新することができ、最大で6か月間求職活動を理由に施設入所が可能です。ただし、その後も就労できなかった場合（真に保育を要する状況にある場合を除く）は、その月の末日に保育所等の施設を退所することとなり教育・保育給付認定を取消します。

# 求職活動申立書（2号・3号認定）

記　載　例

〇年　〇月　〇日

六ヶ所村長　様

（保育施設名：　〇〇〇こども園　）

| 児童氏名 | 児童氏名 | 児童氏名 |
|---|---|---|
| 六ヶ所　メジロ<br>（　平成・令和　〇年　〇月　〇日生） | （　平成・令和　　年　　月　　日生） | （　平成・令和　　年　　月　　日生） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 求職者氏名<br>（生年月日） | 六ヶ所　花子<br>（　昭和・平成　〇年　〇月　〇日生　） | 児童との続柄 | 母 |
| 現在の活動状況 | ☐ 求職活動を行っていない　（保育施設入所後に開始予定）<br>☑ 求職活動を行っている　（　令和　〇年　〇月　〇日から） | | |
| 求職活動方法<br>（複数回答可） | ☑ ハローワークに登録し、探している（週2回程度）　☐ 派遣会社等に登録し、探している<br>☐ 求人誌やインターネット等で探している<br>☑ 就労や面接の申し込みをしている（現在までに2社程度）<br>☐ その他（　） | | |
| 希望の勤務内容 | 希望の勤務地 | ☑ 六ヶ所村　☐ その他（　） | |
| | 希望の勤務形態 | ☑ 常勤　☐ 臨時　☐ パート　☐ 派遣　☐ その他（　） | |
| | 希望の勤務時間 | 午前・午後　8時　00分　～　午前・午後　5時　00分 | |
| | 希望の勤務日数 | 1　か月あたり　約　20日 | |

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請するにあたり、現在求職活動中または求職活動予定のため就労証明書を提出できません。つきましては、保育所等の施設入所初日から3ヶ月以内に就労し、就労証明書を提出いたしますので認定を希望します。

なお、保育所等の施設入所の初日から3ヶ月以内に就労できなかった場合や、他の保育の利用を必要とする理由にも該当しない場合には、その月の末日に保育所等の施設を退所して教育・保育給付認定を取り下げることに同意します。

その際に、教育・保育給付認定を取消されても異議を申し立てることはありません。

（申立者）

住　所　六ヶ所村大字尾駮字野附〇〇〇

保護者名　六ヶ所　太郎

電話番号　090－1234－〇〇〇〇

※保育所等の施設入所の初日から3ヶ月以内に就労できなかった場合、原則1回のみ更新することができ、最大で6か月間求職活動を理由に施設入所が可能です。ただし、その後も就労できなかった場合（真に保育を要する状況にある場合を除く）は、その月の末日に保育所等の施設を退所することとなり教育・保育給付認定を取消します。